

平成 31・32 年度の建設工事入札参加資格審査における 「解体工事」の取扱いについて

【平成 31 年 6 月 1 日以降】

- とび・土工・コンクリート工事業で「解体工事」の入札には参加できません。
- 格付に当たっては、経営事項審査の「解体」の総合評定値を使用します。
「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」欄は使用しません。

平成 31 年 6 月 1 日以降に解体工事の入札参加を希望する事業者様は、

- ① 解体工事業の建設業許可
- ② 解体の経営事項審査の結果通知

を入札参加申請の日（平成 31 年 2 月実施）までに取得してください。

【～平成 31 年 5 月 31 日まで（経過措置期間）】

以下の要件を全て満たす場合は、建設業法の経過措置に基づき、「とび・土工・コンクリート工事」の許可を受けている者についても「解体工事」の入札参加資格があるものとみなします。

- ① 平成 29・30 年度のとび・土工・コンクリート工事の入札参加資格がある。
- ② 平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工・コンクリート工事の許可を受けて、解体工事業を営んでいた。

※経過措置

平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、平成 31 年 5 月 31 日までの間は、解体工事業の許可を受けずに解体工事業を施工することができる。

なお、経過措置期間内に解体工事業に係る許可申請をした経過措置対象のとび・土工工事業者については、経過措置期間の経過後、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができる。